

みどり市告示第 66 号

特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域並びに規制基準を適用する区域の区分の指定の告示（平成24年みどり市告示第68号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

みどり市長 石原 条



本文中「平成24年4月1日から施行する。」を「平成28年4月1日から施行する。」に改め、次に「群馬県的生活環境を保全する条例（平成12年群馬県条例第50号）第61条第1項及び群馬県的生活環境を保全する条例施行規則（平成12年群馬県規則第109号）別表第15の備考6の規定により、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域並びに振動規制基準を適用する区域の区分についても同様とする。」を加える。